

平成19年8月29日
監査委員決定

平成19年行政監査実施計画

監査基本計画を踏まえ、平成19年行政監査を、以下のとおり実施する。

監査の実施に当たっては、対象となる事務や事業について、経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として検証する。

1 監査対象と主な着眼点

(1) 共通事務

公の施設の管理委託について

指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているかについて、次の観点から、各局横断的に検証する。

指定管理者制度導入の効果が発揮できるものとなっているか

各事業は事業計画に沿って適切に実施されているか

利用料金や施設の管理に関する収入事務及び会計経理は、適切に行われているか

施設管理業務の実施状況は適切か

(2) 個別事業

公共交通機関の整備・運営

ゆりかもめ等公共交通機関の運営主体の財務諸表に、新公会計財務諸表から都支出分を抽出して連結し、都の事業としての公共交通機関の整備・運営について評価する。

を行うことによって新公会計にかかる事業別財務諸表のあり方について提言する。

公共交通機関を横断的に監査し、収入管理の仕組み、運行費用、検修費用等を比較対照することで、各団体における問題点を明らかにする。

2 監査対象局及び団体

(1) 共通事務

公の施設の管理委託について

総務局、生活文化スポーツ局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局、建設局、港湾局、教育庁

公の施設の管理受託団体に対し、必要に応じて、地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査を行う。

(2) 個別事業

公共交通機関の整備・運営

局：建設局、港湾局、交通局、都市整備局

団体：株式会社ゆりかもめ、多摩都市モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社

団体については、地方自治法第199条第7項に基づく監査を行う。

3 監査期間

平成19年9月18日(火)から平成20年1月30日(水)まで(講評を含む。)
なお、日程は、別紙のとおりである。

4 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。

(行政監査)

月	日	曜	(共通事務)			(個別事業)
9	1	土				
	2	日				
	3	月				
	4	火				
	5	水				
	6	木				
	7	金				
	8	土				
	9	日				
	10	月				
	11	火				
	12	水				
	13	木				
	14	金				
	15	土				
	16	日				
	17	月				
	18	火				都市整備局
	19	水				東京地下鉄株式会社
	20	木				東京地下鉄株式会社
	21	金				東京地下鉄株式会社
	22	土				
	23	日				
	24	月				
	25	火				
	26	水	港湾局	総務局	教育庁	東京地下鉄株式会社
	27	木	港湾局	総務局	教育庁	東京地下鉄株式会社
	28	金	港湾局	教育庁		東京地下鉄株式会社
	29	土				
	30	日				
講 評	平成19年1月30日(水) 共通事務、個別事業					

平成19年9月

(行政監査)

月	日	曜	(共通事務)		(個別事業)
10	1	月	港湾局	教育庁	
	2	火			東京地下鉄株式会社
	3	水	港湾局	生活文化スポーツ局	東京地下鉄株式会社
	4	木	港湾局	生活文化スポーツ局	
	5	金	港湾局	生活文化スポーツ局	
	6	土			
	7	日			
	8	月			
	9	火	港湾局	生活文化スポーツ局	多摩都市モノレール株式会社
	10	水	港湾局	生活文化スポーツ局	多摩都市モノレール株式会社
	11	木	港湾局	生活文化スポーツ局	
	12	金	港湾局	生活文化スポーツ局	多摩都市モノレール株式会社
	13	土			
	14	日			
	15	月			多摩都市モノレール株式会社
	16	火	建設局	生活文化スポーツ局	
	17	水	建設局	生活文化スポーツ局	
	18	木	建設局	生活文化スポーツ局	東京臨海高速鉄道株式会社
	19	金	建設局	生活文化スポーツ局	東京臨海高速鉄道株式会社
	20	土			
	21	日			
	22	月	建設局	生活文化スポーツ局	
	23	火	建設局	生活文化スポーツ局	東京臨海高速鉄道株式会社
	24	水			東京臨海高速鉄道株式会社
	25	木	建設局	産業労働局	
	26	金	建設局	産業労働局	港湾局
	27	土			
	28	日			
	29	月	建設局	産業労働局	株式会社ゆりかもめ
	30	火	建設局	産業労働局	株式会社ゆりかもめ
	31	水			
講 評					

平成19年10月

(行政監査)

月	日	曜	(共通事務)		(個別事業)
11	1	木	建設局	産業労働局	株式会社ゆりかもめ
	2	金	建設局	産業労働局	株式会社ゆりかもめ
	3	土			
	4	日			
	5	月	建設局	産業労働局	
	6	火	建設局	産業労働局	交通局
	7	水			
	8	木	都市整備局	環境局	交通局
	9	金	都市整備局	環境局	交通局
	10	土			
	11	日			
	12	月	都市整備局	環境局	交通局
	13	火	都市整備局	環境局	交通局
	14	水	都市整備局	環境局	
	15	木			港湾局
	16	金	福祉保健局		都市整備局
	17	土			
	18	日			
	19	月	福祉保健局		都市整備局
	20	火	福祉保健局		
	21	水	福祉保健局		
	22	木	福祉保健局		
	23	金			
	24	土			
	25	日			
	26	月	福祉保健局		
	27	火	福祉保健局		
	28	水	福祉保健局		
	29	木			
	30	金			
講 評					

平成19年11月